

## 制度についての質問（Q & A）

Q. どういった講座や資格が補助対象ですか？

A. 厚生労働大臣が指定する一般教育訓練講座、または公益社団法人深谷市シルバー人材センターが指定する講座、及び同講座の受講を経て取得した資格が対象となります。

対象講座については、一般教育訓練講座はこのページの下部に記載する「教育訓練給付制度検索システム」をご参照ください。また、公益社団法人深谷市シルバー人材センターが指定する講座は、深谷市シルバー人材センターへお問い合わせください。

Q. （一般教育訓練の場合）ハローワークの一般教育訓練給付金との併給はできますか？

A. 一般教育訓練給付金との併給は可能です。ただし、深谷市への補助金申請を先に行い、市から交付決定を受けた後、ハローワークへの支給申請を行ってください。市からの補助金交付額を差し引いた額が、一般教育訓練給付金の対象経費となります。

Q. （一般教育訓練の場合）深谷市への補助金申請より先に、ハローワークへ一般教育訓練給付金の申請を行い、支給を受けた場合はどうなりますか？

A. ハローワークへの申請を先に行なった場合、市への申請は受理できません。一般教育訓練給付金支給対象の方は、必ず市への補助金申請を先に行ってください。

Q. 資格取得の試験が不合格だった場合、受験料についての補助金の申請はできますか？

A. 不合格だった場合は補助の対象外です。

Q. 講座受講後1ヶ月以内に資格試験に合格した場合、入学料・受講料に係る申請と一緒に受験料・登録料にかかる補助金の申請はできますか？

A. 講座受講後1ヶ月以内に申請する場合は、同日の申請が可能です。

Q. 講座の受講開始時は59歳だったが、補助金の交付申請時には60歳であった場合、補助の対象となりますか？

A. 申請時に60歳以上であれば、補助の対象となります。

Q. 一つの講座の申請が終わった後、他の講座の申請を続けてすることができますか？

A. 前の申請の交付決定を受けた時から次の申請まで3年以上空いていることが必要です。

Q. 深谷市が実施する、一般教育訓練に係る他の補助金と同時に受給できますか？

A. 深谷市が実施する一般教育訓練に係る他の補助金との同時受給はできません。

◎対象講座や資格の詳細は下記のサイトをご覧ください。

⇒インターネット「教育訓練給付制度 検索システム」で検索

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

◎公益社団法人深谷市シルバー人材センター

⇒電話 048-573-3345

【申請窓口・問い合わせ先】

深谷市役所 商工振興課 2階23番窓口（深谷市仲町11-1）

電話 048-577-3409

## 深谷市にお住まいの 60歳以上の求職者の皆さん

### 深谷市シニア世代就職のための 資格取得等支援事業

資格取得にかかる費用の50%を補助します。

※1人最大5万円

#### 補助内容

★一般教育訓練講座または深谷市シルバー人材センターの指定講座(※)の入学料・受講料の補助  
(※新たに追加しました！)

(講座受講後、資格を取得した場合)

★受験料・登録料の補助

就職のための資格取得を  
応援します！

問い合わせ  
深谷市商工振興課  
048-577-3409



## 深谷市シニア世代就職のための資格取得支援事業とは？

60歳以上の求職者が、厚生労働大臣が指定する一般教育訓練講座または深谷市シルバー人材センターが指定する講座を受講・修了した場合、その費用の一部を補助する制度です。また、その後資格を取得した場合には、受験などに要した費用の一部を補助します。

### 1 申し込みのできるかた

ア～カ全てを満たすかたが対象となります

- ア. 申請時において、60歳以上の市内にお住まいのかた
- イ. 公共職業安定所に求職登録をしているかた  
または公益社団法人深谷市シルバー人材センターの会員のかた
- ウ. 就労のために、厚生労働大臣が指定する一般教育訓練講座または深谷市シルバー人材センターが指定する講座を修了したかた  
さらに、受験料・登録料に係る申請の場合は、その資格を取得し、入学料・受講料にかかる補助金の交付決定を受けているかた
- エ. 市税に滞納のないかた
- オ. 深谷市から、他の同様の制度の補助金等の交付を受けていないかた
- カ. 過去3年間に、この補助金の交付を受けていないかた

### 2 補助の対象となる講座・資格

対象講座：教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する一般教育訓練講座  
または深谷市シルバー人材センターが指定する講座  
対象資格：対象講座の受講を経て取得する国家資格、公的資格、民間資格

### 3 補助の対象となる経費・補助額

補助対象経費区分	補助率	補助限度額
① 対象講座の入学料・受講料	対象経費の1／2以内の額	①と②を併せて 上限5万円
② 対象資格の受験料・登録料	同上	

※受講料として支払われたものが対象です。

テキスト代や補助教材代、補講等に要する費用を除きます。

※②の申請にあたっては、①の交付決定がされていることが条件となります。

### 4 提出書類

① 入学料・受講料 に係る申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書</li> <li>・住民票の写し</li> <li>・ハローワークカードまたは深谷市シルバー人材センター会員証（※）</li> <li>・講座を修了したことがわかる証明書（※）</li> <li>・講座の経費の領収書（※）</li> <li>・対象講座のパンフレット</li> <li>・市税に滞納がないことの証明書</li> </ul>
② 受験料・登録料 に係る申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書</li> <li>・シニア世代就職のための資格取得支援事業補助金交付決定通知書（入学料、受講料に係る補助金）の写し</li> <li>・受験等に要した経費を明らかにする書類（※）</li> <li>・資格を取得したことが証明できる書類の写し（※）</li> <li>・市税に滞納がないことの証明書</li> </ul>

※この印のある提出書類については、原本と提出用コピーをご持参ください。

### 5 申請期限

- ①入学料・受講料に係る申請：講座修了後1ヶ月以内
- ②受験料・登録料に係る申請：講座修了後12ヶ月以内

### シニア世代就職のための資格取得等支援事業補助金申請の流れ

